

「倉敷市国民保護計画（修正案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市国民保護計画（修正案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

倉敷市国民保護計画（修正案）を倉敷市国民保護協議会に上程し、県知事への承認と市議会の承認後、公表します。（令和4年7月頃）。

4 参考

意見募集期間 令和3年11月17日（水）～12月15日（水）

(担当課)

倉敷市 総務局 防災危機管理室 危機管理課

パブリックコメント要約版

1 案件名
「倉敷市国民保護計画(修正案)」のパブリックコメント
2 募集期間
令和3年11月17日(水)～令和3年12月15日(水)
3 趣旨
<p>倉敷市では、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び県の国民の保護に関する計画を踏まえ、国民の協力のもと、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的として、倉敷市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、平成19年に倉敷市国民保護計画の初版を策定しています。</p> <p>今回、国・県の国民保護計画との整合を図るとともに、市の組織改革の反映や統計数値の時点修正、字句や表現の整理等、倉敷市国民保護計画の修正を行いました。</p> <p>倉敷市国民保護計画の修正案を作成しましたので、これを公表し、市民の皆さまからのご意見等をお伺いするパブリックコメント(意見募集)を実施します。</p>
4 資料閲覧場所
本庁防災危機管理室、本庁情報公開室、児島・玉島・水島の各支所総務課、真備支所市民課庶務係、庄・茶屋町・船穂の各支所、市ホームページ
5 提出方法
担当課に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (直接持参の場合は、土・日・祝日を除く 08時30分～17時15分) 件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。
6 問合せ先
本庁防災危機管理室・危機管理課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL 426-3645 FAX 421-2500 Eメール csmgt@city.kurashiki.okayama.jp